

行政區域改革の経緯と自治体制度

昭和十一年地方自治法が公布された。これは戦前最長の期間にわたって行われてきた地方自治の改革の集大成であった。この法律は、地方自治の基幹となるべきものとして、地方自治体の組織、権限、任務、及びその運営に関する事項を規定した。この法律の公布は、地方自治の発展にとって重要な契機となった。

（別表第二種）各級自治体に対する一般地方政綱

（一）地方自治制

- (1) 地方官の改選
- (2) 地方議会の徹底
 - α. 年齢の低下
 - β. 任期制限の短縮
 - γ. 増選の確認
 - δ. 保証金の撤廃
 - ε. 不在投票権の導入
- (3) 地方議会の改選
- (4) 知事選挙制の廃止
- (5) 所有地権の廃止
- (6) 財政的自治の徹底
- (7) 小規模自治体の合併

（二）一般地方政綱

- (1) 公債銀行の創設
- (2) 地方自治計画
 - α. 地方自治計画の制定
 - β. 地方自治計画の執行
- (3) 地方自治の促進
- (4) 地方自治の改訂
- (5) 地方自治の改訂
- (6) 地方自治の改訂